

特許法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
26	28	<p>28 第27条の4第1項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。<u>第27条の4第3項の規定により、第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときも同様とする。</u>また、<u>第27条の4第3項の規定により、第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」を設けて、特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて「<u>世界知的所有権機関</u>」と記載する。なお、<u>2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。</u></u></p> <p>【パリ条約による優先権等の主張】</p> <p>【国名】</p> <p>【出願日】</p> <p>【出願番号】</p> <p>（【優先権証明書提供国（機関）】）</p> <p>（【提供国（機関）における出願の番号】）</p> <p>【パリ条約による優先権等の主張】</p>	<p>28 第27条の4第1項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、<u>2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。</u></p> <p>【パリ条約による優先権等の主張】</p> <p>【国名】</p> <p>【出願日】</p> <p>【出願番号】</p> <p>【パリ条約による優先権等の主張】</p> <p>【国名】</p> <p>【出願日】</p> <p>【出願番号】</p>

【国名】

【出願日】

【出願番号】

(【優先権証明書提供国(機関)】)

(【提供国(機関)における出願の番号】)

実用新案法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
1	30	<p>30 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。<u>第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときも同様とする。また、第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」を設けて、<u>実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて、「<u>世界知的所有権機関</u>」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。</u></u></p> <p>【パリ条約による優先権等の主張】</p> <p>【国名】</p> <p>【出願日】</p>	<p>30 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。</p> <p>【パリ条約による優先権等の主張】</p> <p>【国名】</p> <p>【出願日】</p> <p>【出願番号】</p> <p>【パリ条約による優先権等の主張】</p> <p>【国名】</p> <p>【出願日】</p> <p>【出願番号】</p>

【出願番号】

(【優先権証明書提供国(機関)】)

(【提供国(機関)における出願の番号】)

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

(【優先権証明書提供国(機関)】)

(【提供国(機関)における出願の番号】)

特許登録令施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行																																									
一の 二		<p>様式第一の二（第一条の二関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">特許出願番号</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">表 題 部</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 2px;">枚 数 欄</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">表示番号欄 (付記)</td> <td style="width: 70%; padding: 2px;">表 示 欄</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">甲 区</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">表示番号欄 (付記)</td> <td style="width: 70%; padding: 2px;">事 項 欄</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">3</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">5</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">7</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">8</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">9</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">10</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">表題部及び甲区 ページ</p>	特許出願番号			表 題 部		枚 数 欄	表示番号欄 (付記)	表 示 欄			1			2	甲 区			表示番号欄 (付記)	事 項 欄	3			4			5			6			7			8			9			10	
特許出願番号																																												
表 題 部		枚 数 欄																																										
表示番号欄 (付記)	表 示 欄																																											
		1																																										
		2																																										
甲 区																																												
表示番号欄 (付記)	事 項 欄	3																																										
		4																																										
		5																																										
		6																																										
		7																																										
		8																																										
		9																																										
		10																																										

乙 区	
順位番号欄 (付記)	事 項 欄

乙区 ページ

丙 区	
順位番号欄 (付記)	事 項 欄

丙区 ページ

七 6 6 登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、「1 特許番号」の欄を「1 特許出願の表示」と記載し、「特願 _____」のように当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の番号を記載する。ただし、特許出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日及び当該特許出願の願書に記載した整理番号を記載する。

7~
20

7 ~ 2 0

八 5 5 その他は、様式第七の備考1から4まで、6から9まで、11から14まで及び17から20までと同様とする。この場合において、備考12中「申請人（登録権利者）」とあるのは「申請人（承継人）」と読み替えるものとする。

九 様式第九（第10条関係）

登録名義人（仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者）の表示変更（更正）登録申請書

収入印紙 (平成 年 月 日)
(円)

特許庁長官 殿

- 1 特許番号
- 2 権利の表示
- 3 変更（更正）に係る表示
変更（更正）前の表示
変更（更正）後の表示
- 4 登録の目的
- 5 申請人
住所（居所）
氏名（名称）
- 6 代理人
住所（居所）

6 ~ 1 9

5 その他は、様式第七の備考1から4まで、6から8まで、10から13まで及び16から19までと同様とする。この場合において、備考11中「申請人（登録権利者）」とあるのは「申請人（承継人）」と読み替えるものとする。

様式第九（第10条関係）

登録名義人の表示変更（更正）登録申請書

収入印紙 (平成 年 月 日)
(円)

特許庁長官 殿

- 1 特許番号
- 2 権利の表示
- 3 変更（更正）に係る表示
変更（更正）前の表示
変更（更正）後の表示
- 4 登録の目的
- 5 申請人
住所（居所）
氏名（名称）
- 6 代理人
住所（居所）

氏名（名称）

- 1 申請書の表題は、登録名義人の表示変更のときは「登録名義人の表示変更登録申請書」と記載し、登録名義人の表示更正のときは「登録名義人の表示更正登録申請書」と記載する。仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更のときは「仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請書」と記載し、仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示更正のときは「仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示更正登録申請書」と記載する。
- 3 「登録の目的」の欄には、「登録名義人の表示変更」又は「仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更」のように記載する。
- 7 その他は、様式第7の備考1から4まで、6、7、9、11、14及び17から20まで、並びに様式第8の備考4と同様とする。この場合において、様式第7の備考20中「第10条の2第1項」とあるのは「第10条の2第3項」と、「届出」とあるのは「補正」と、「特許法施行規則様式第18により」とあるのは「当該補正が特許出願人についての場合にあつては特許法施行規則様式第13により、特許権の存続期間の延長登録の出願人についての場合にあつては特許法施行規則様式第14により」と読み替えるものとする。

（削る）

- 3 3 「登録の目的」の欄には、専用実施権の設定の登録の申請をするときは「専用実施権の設定」、通常実施権の設定の登録の申請をするときは「通常実施権の設定」のように記載する。
- 4 4 その他は、様式第七の備考1から4まで、7及び9から18までと同様とする。

様式第十の二（第10条関係）

氏名（名称）

- 1 申請書の表題は、登録名義人の表示変更のときは「登録名義人の表示変更登録申請書」と記載し、登録名義人の表示更正のときは「登録名義人の表示更正登録申請書」と記載する。
- 3 「登録の目的」の欄には、「登録名義人の表示変更」のように記載する。
- 7 その他は、様式第7の備考1から4まで、6、8、10、13及び16から19まで、並びに様式第8の備考4と同様とする。この場合において、様式第7の備考19中「第10条の2第1項」とあるのは「第10条の2第3項」と、「届出」とあるのは「補正」と、「特許法施行規則様式第18により」とあるのは「当該補正が特許出願人についての場合にあつては特許法施行規則様式第13により、特許権の存続期間の延長登録の出願人についての場合にあつては特許法施行規則様式第14により」と読み替えるものとする。
- 3 登録の原因に対価の額又は支払の方法若しくは時期の定めがあるときは（設定契約（許諾）証書にその定め記載があるときに限る。）は、様式中4から9までを1項ずつ繰り下げ、「3 専用（通常）実施権の範囲」の欄の次に「4 対価」の欄を設け、その次に「対価の額」、「支払の方法」又は「支払の時期の定め」の欄を設けて、それぞれの定めを記載する。
- 4 「登録の目的」の欄には、専用実施権の設定の登録の申請をするときは「専用実施権の設定」、通常実施権の設定の登録の申請をするときは「通常実施権の設定」のように記載する。
- 5 その他は、様式第七の備考1から4まで、6及び8から17までと同様とする。

仮専用（仮通常）実施権設定登録申請書

収入
印紙

（平成 年 月 日）

（ 円）

特許庁長官 殿

1 特許出願の表示

2 権利の表示

3 仮専用（仮通常）実施権の範囲

4 登録の目的

5 申請人（登録権利者）

住所（居所）

氏名（名称）

（国籍）

6 申請人（登録権利者）代理人

住所（居所）

氏名（名称）

7 申請人（登録義務者）

住所（居所）

氏名（名称）

8 申請人（登録義務者）代理人

住所（居所）

氏名（名称）

9 添付書類の目録

(1) 仮専用（仮通常）実施権設定契約（許諾）証書 1通

(2) ()

〔備考〕

1 1 申請書の表題は、仮専用実施権の設定の登録の申請をするときは「仮専用実施権設定登録申請書」とし、仮通常実施権の設定の登録の申請をするときは「仮通常実施権設定登録申請書」と記載する。

2 2 「特許出願の表示」の欄には、「特願 - 」のように当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の番号を記載する。ただし、特許出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日

		<p>提出の特許願」のように特許出願の年月日及び当該特許出願の願書に記載した整理番号を記載する。</p>	
3	3	<p>「仮専用（仮通常）実施権の範囲」の欄には、設定契約（許諾）証書に記載された仮専用（仮通常）実施権の設定すべき範囲（地域、期間及び内容）を記載する。</p>	
4	4	<p>「登録の目的」の欄には、仮専用実施権の設定の登録の申請をするときは「仮専用実施権の設定」、仮通常実施権の設定の登録の申請をするときは「仮通常実施権の設定」のように記載する。</p>	
5	5	<p>特許法第34条の2第5項ただし書に規定する別段の定め又は同法第34条の3第5項ただし書若しくは第6項ただし書に規定する別段の定めがある場合は、様式中5から9までを1項ずつ繰り下げ、「4 登録の目的」の欄の次に「5 特許法第34条の2第5項ただし書に規定する別段の定め」又は「5 特許法第34条の3第5項ただし書に規定する別段の定め」若しくは「特許法第34条の3第6項ただし書に規定する別段の定め」の欄を設け、「有」と記載する。</p>	
6	6	<p>その他は、様式第7の備考1から4まで、7及び9から18までと同様とする。</p>	
十一	7	<p>その他は、様式第7の備考1から3まで、7及び9から18までと同様とする。</p>	7
十一 の二	4	<p>その他は、様式第7の備考1から4まで、6、7、9、11から14及び17から19までと同様とする。</p>	4
十二	2	<p>その他は、様式第7の備考1から3まで、6、9から12まで、14及び16から18までと同様とする。</p>	2
十三	1	<p>特許権者以外の者が届出を行う場合にあつては、「特許権者」の欄に代えて「専用実施権者」、「通常実施権者」、「仮専用実施権者」又は「仮通常実施権者」のような欄を設ける。</p>	1
	2	<p>その他は、様式第七の備考1から3まで、6、9から11まで、14、17及び18並びに様式第九の備考4と同様とする。この場合において、様式第七の備考10中「申請人（登録権利者）」、「申請人（登録義務者）」とあるのは「特</p>	2
			<p>許権者以外の者が届出を行う場合にあつては、「特許権者」の欄に代えて「専用実施権者」、「通常実施権者」のような欄を設ける。</p> <p>その他は、様式第七の備考1から3まで、8から10まで、13、16及び17並びに様式第九の備考4と同様とする。この場合において、様式第七の備考9中「申請人（登録権利者）」、「申請人（登録義務者）」とあるのは「特許権</p>

許権者」と読み替えるものとする。

者」と読み替えるものとする。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
2	6	<p>6 第4条第2項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。</p> <p>イ 表題は、第4条第1項の届出と登録名義人の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「氏名(名称)変更届及び登録名義人の表示変更登録申請書(特例法施行規則第4条第2項の規定による届出及び申請)」とし、<u>第4条第1項の届出と仮専用(仮通常)実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「氏名(名称)変更届及び仮専用(仮通常)実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請書(特例法施行規則第4条第2項の規定による届出及び申請)」とする。</u></p> <p>ロ 様式中2を3項繰り下げ、「1 氏名(名称)を変更した者」の欄を「4 氏名(名称)を変更した者及び申請人」とし、「新氏名(名称)」を「氏名(名称)」とし、「旧氏名(名称)」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>ハ 「特許庁長官 殿」の次に、<u>第4条第1項の届出と登録名義人の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「1 表示変更登録申請に係る特許(登録)番号」、「2 変更に係る表示」及び「3 登録の目的」の欄を設け、「表示変更登録申請に係る特許(登録)番号」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載して、登録名義人の表示変更登録の申請に係る特許番号、実用新案登録番号、意匠登録番号又は商標登録番号(特許(登録)番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名(名称)」及び「変更後の氏名(名称)」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名(名称)及び変更後の氏名(名称)をそれぞれ記載し、「登録の目的」の欄には、「登録名義人の表示変更」のように記載する。<u>第4条第1項の届出と仮専用(仮通常)実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「1 表示変更登録申請に係る出願の表示」、「2</u></u></p>	<p>6 第4条第2項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。</p> <p>イ 表題を「氏名(名称)変更届及び登録名義人の表示変更登録申請書(特例法施行規則第4条第2項の規定による届出及び申請)」とする。</p> <p>ロ 様式中2を3項繰り下げ、「1 氏名(名称)を変更した者」の欄を「4 氏名(名称)を変更した者及び申請人」とし、「新氏名(名称)」を「氏名(名称)」とし、「旧氏名(名称)」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>ハ 「特許庁長官 殿」の次に「1 表示変更登録申請に係る特許(登録)番号」、「2 変更に係る表示」及び「3 登録の目的」の欄を設け、「表示変更登録申請に係る特許(登録)番号」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載して、登録名義人の表示変更登録の申請に係る特許番号、実用新案登録番号、意匠登録番号又は商標登録番号(特許(登録)番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名(名称)」及び「変更後の氏名(名称)」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名(名称)及び変更後の氏名(名称)をそれぞれ記載し、「登録の目的」の欄には、「登録名義人の表示変更」のように記載する。</p>

「変更に係る表示」及び「3 登録の目的」の欄を設け、「表示変更登録申請に係る出願の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「（別紙）」と記載して、仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録の申請に係る出願の番号（出願の番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名（名称）」及び「変更後の氏名（名称）」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名（名称）及び変更後の氏名（名称）をそれぞれ記載し、「登録の目的」の欄には、「仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更」のように記載する。

二 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。

ホ 特許登録令第36条（実用新案登録令第7条、意匠登録令第7条及び商標登録令第10条において準用する場合を含む。）の規定により書面の提出を省略するときは、「5 代理人」の欄の次に「6 提出物件の目録」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許（登録）番号又は出願の番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許（登録）番号又は出願の番号、書類名及びその提出日を記載する。

9 24 第12条の規定により、特許法第43条第1項（同法第43条の2第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面の提出に代えてパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記録する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記録するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記録する。特許法施行規則第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記録するときも同様とする。また、同項第2号に規定する事項を願書に記録するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」を設けて、特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国

二 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。

ホ 特許登録令第36条（実用新案登録令第7条、意匠登録令第7条及び商標登録令第10条において準用する場合を含む。）の規定により書面の提出を省略するときは、「5 代理人」の欄の次に「6 提出物件の目録」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許（登録）番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許（登録）番号、書類名及びその提出日を記載する。

24 第12条の規定により、特許法第43条第1項（同法第43条の2第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面の提出に代えてパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記録するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記録する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記録し、特許法施行規則第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を記録するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて、「世界知的所有権機関」と記録する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

（【優先権証明書提供国（機関）】）

（【提供国（機関）における出願の番号】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

（【優先権証明書提供国（機関）】）

（【提供国（機関）における出願の番号】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】